

令和 6 年 5 月市議会臨時会  
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	承認案件	.....	8
3	同意案件	.....	15
4	参考資料	.....	16

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 5 月 7 日



# 1 報告

## 報告第2号 経営状況の報告について

### 【報告内容】

次に掲げる法人の令和6年度事業計画及び予算

- 1 豊田市土地開発公社
- 2 公益財団法人豊田市学校給食協会
- 3 公益財団法人豊田地域医療センター
- 4 公益財団法人豊田都市交通研究所
- 5 公益財団法人豊田市文化振興財団
- 6 公益財団法人豊田市スポーツ協会
- 7 一般財団法人豊田市水道サービス協会
- 8 公益財団法人豊田市国際交流協会
- 9 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
- 10 豊田市駅前開発株式会社
- 11 豊田まちづくり株式会社
- 12 株式会社豊田ほっとかん
- 13 豊田市駅前開発株式会社
- 14 株式会社豊田スタジアム
- 15 豊田市駅前通り南開発株式会社
- 16 一般社団法人ツーリズムとよた
- 17 株式会社どんぐりの里いなぶ
- 18 株式会社香恋の里
- 19 株式会社三州足助公社
- 20 株式会社旭高原

### 【備考】

参考資料 16、17ページ

## 報告第3号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

損害賠償額の決定について

#### (1) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事故内容
令和6年3月29日 豊専第17号	令和6年1月5日午後2時頃、元城町一丁目地内において、ごみの収集を終え、道路上に停車中の公用車（ごみ収集車）の運転席に乗車しようとドアを開けたところ、後方から直進してきた相手方車両と接触したものの
損害賠償額	137,359円
相手方の損害の程度	左側ドアミラー及び左前部ドアの損傷
過失割合	豊田市80%、相手方20%
備考	<p>1 事故発生の原因 乗車時の後方確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当時者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車に乗車するときは、車両の周囲、特に後方の確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年4月15日 豊専第22号	令和6年2月20日午前10時25分頃、小坂町八丁目地内において、公用車（ごみ収集車）で走行中、車両が右方に寄り、右方にあった相手方敷地内のブロック塀に接触したもの
損 害 賠 償 額	30,000円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ブロック塀の損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生の原因 幅員の狭い道路において、ルームミラーに映った後続車両に気を取られ、右方への注意力が低下したことによる。</li><li>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</li><li>3 事故の防止策 職場において、幅員の狭い道路を通過するときは、車両の周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</li></ol>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年4月15日</p> <p>豊専第23号</p>	<p>令和6年2月21日午前11時30分頃、岩滝町滝坂地内において、公用車で走行中、中央線を踏み越え、対向車線を直進してきた相手方車両と接触したもの</p>
<p>損 害 賠 償 額</p>	<p>353,364円</p>
<p>相 手 方 の 損 害 の 程 度</p>	<p>右側ドアミラー及び右前部ドアの損傷</p>
<p>備 考</p>	<p>1 事故発生の原因            助手席に置いた車両の鍵の収納ケースが床に落下したことに気を取られ、前方不注視となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部保健衛生課</p> <p>3 事故の防止策            職場において、公用車を運転するときは、走行中に車両に搭載した荷物が移動しないようにするとともに、運転操作及び安全確認に専念し、その他のことを行う必要が生じた場合には、車両を安全に停止させてから行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年4月15日</p> <p>豊専第24号</p>	<p>令和6年2月26日午後1時55分頃、東保見町山ノ田地内において、公用車で走行中、信号機のない交差点を直進して通過しようとしたところ、右方の交差道路から進入してきた相手方車両と接触したもの</p>
損害賠償額	53,698円
相手方の損害の程度	前部バンパーの損傷
過失割合	豊田市10%、相手方90%
備 考	<p>1 事故発生の原因 相手方車両が道路標識に従い、一時停止していたことを過信し、当該車両が交差点に進入してくるかもしれないという危険予測が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 都市整備部公園緑地つくる課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、常に危険予測を行うことのほか、信号機のない交差点に進入するときは、左右から接近する車両の有無の確認を確実にを行うことについて、周知徹底を図った。</p>

(5) 職員の運転訓練中における人身事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年4月18日</p> <p>豊専第25号</p>	<p>令和5年10月19日午前9時頃、国谷町下ノマエ地内のオフロードコースにおいて、小型救助車の運転訓練を行っていたところ、右下りカーブで操作を誤り、車両が横転し、同乗していた職員が負傷したもの</p>
損害賠償額	101,400円
相手方の損害の程度	<small>けい</small> 頸部挫傷及び右前腕挫傷
備 考	<p>1 事故発生の原因            訓練の内容が運転した職員のオフロード走行に係る習熟度に見合っていなかったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属            消防本部足助消防署消防1課</p> <p>3 事故の防止策            職場において、オフロードの専門家による講習会を開催し、オフロード走行時の特性、走行要領等の知識を習得することとした。また、高度なオフロード走行訓練に入る前に、段階的に運転訓練を実施し、車両の性能を理解するとともに運転技術の向上を図ることとした。</p>



(6) 職員の運転訓練中における人身事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和6年4月18日</p> <p>豊専第26号</p>	<p>令和5年10月19日午前9時頃、国谷町下ノマエ地内のオフロードコースにおいて、小型救助車の運転訓練を行っていたところ、右下りカーブで操作を誤り、車両が横転し、同乗していた職員が負傷したもの</p>
損害賠償額	38,980円
相手方の損害の程度	右手部挫傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 訓練の内容が運転した職員のオフロード走行に係る習熟度に見合っていなかったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 消防本部足助消防署消防1課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、オフロードの専門家による講習会を開催し、オフロード走行時の特性、走行要領等の知識を習得することとした。また、高度なオフロード走行訓練に入る前に、段階的に運転訓練を実施し、車両の性能を理解するとともに運転技術の向上を図ることとした。</p>

## 2 承認

### 承認第1号 専決処分の承認について (豊田市市税条例の一部を改正する条例)

#### 【要旨】

地方税法等の一部改正等に伴う令和6年度分の個人の市民税の定額による特別税額控除に係る措置の設定及び同年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担の調整措置の継続のほか、所要の改正を行った。

- 1 令和6年度分の個人の市民税の定額による特別税額控除に係る措置の設定（令和6年4月1日以後）
  - (1) 令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除  
令和6年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から1万円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、1人につき1万円を加算した金額）を控除する。
  - (2) 令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例  
令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期、第3期納期及び第4期納期の順に、各納期の納付額から普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した額とする。
  - (3) 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例
    - ア 令和6年度分の個人の市民税に限り、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得（以下「年金所得」という。）に係る個人の市民税の額及び普通徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る個人の市民税の額は、年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を普通徴収の第1期分金額及び第2期分金額並びに特別徴収の10月分金額、12月分金額及び2月分金額の順に控除した額とする。
    - イ 令和6年度分の個人の市民税に限り、特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る個人の市民税の額は、年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を特別徴収の10月分金額、12月分金額及び2月分金額の順に控除した額とする。
- 2 令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る措置の設定（令和6年4月1日以後）  
令和7年度分の個人の市民税に限り、同年度分の特別税額控除額として、同一生計配偶者（控除対象配偶者等を除く。）を有する特別税額控除対象納税義務者の所得割の額から1万円を控除する。

3 令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担の調整措置の継続（令和6年4月1日以後）

(1) 土地の価格の特例措置の継続（令和7年度課税分及び令和8年度課税分）

令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。

(2) 宅地等に係る調整措置の継続（令和6年度課税分から令和8年度課税分まで）

ア 宅地等に係る固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税の額は、前年度の税額とする。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額は、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とする。

(3) 農地に係る調整措置の継続（令和6年度課税分から令和8年度課税分まで）

農地に係る固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じた次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(4) 市街化区域農地に係る調整措置の継続（令和6年度課税分から令和8年度課税分まで）

市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。ただし、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする。

4 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る固定資産税の減額の申告書の提出に関する特例の設定（令和6年4月1日以後）

市長は、新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から、必要書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができる。

5 固定資産税の課税標準の特例措置の割合を定める規定の廃止（令和6年4月1日）

公害防止用設備、特定再生可能エネルギー発電設備、特定事業所内保育施設及び雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を定める規定を廃止する。

6 職権による減免を可能とする規定の追加（令和6年4月1日以後）

市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免を受けようとする者について、市長が、条例で規定する減免事由に該当することが明らかであり、かつ、これらの税を減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする。

7 現に引用している地方税法及び地方税法施行規則の条項の整理

＜現 行＞	→	＜令和6年4月1日以後＞
法附則第15条第33項		法附則第15条第32項
法附則第15条第43項		法附則第15条第42項
法附則第19条の3第5項		法附則第19条の3第4項
施行規則附則第7条第8項各号		施行規則附則第7条第9項各号
施行規則附則第7条第9項各号		施行規則附則第7条第10項各号
施行規則附則第7条第10項各号		施行規則附則第7条第11項各号
施行規則附則第7条第11項各号		施行規則附則第7条第12項各号
施行規則附則第7条第16項各号		施行規則附則第7条第17項各号
施行規則附則第7条第17項		施行規則附則第7条第18項

【担当課：市民税課、資産税課】

承認第2号 専決処分の承認について  
 (豊田市都市計画税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る都市計画税の負担の調整措置の継続のほか、所要の改正を行った。

1 令和6年度の評価替えに伴う土地に係る都市計画税の負担の調整措置の継続(令和6年4月1日以後)

(1) 宅地等に係る調整措置の継続(令和6年度課税分から令和8年度課税分まで)

ア 宅地等に係る都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準(前年度課税標準額の当該年度の価格に対する割合をいう。以下同じ。)が0.6以上0.7以下の土地に係る都市計画税の額は、前年度の税額とする。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る都市計画税の額は、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とする。

(2) 農地に係る調整措置の継続(令和6年度課税分から令和8年度課税分まで)

農地に係る都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じた次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(3) 市街化区域農地に係る調整措置の継続（令和6年度課税分から令和8年度課税分まで）

市街化区域農地に係る都市計画税の額は、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。ただし、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする。

2 都市計画税の課税標準の特例措置の割合を定める規定の廃止（令和6年4月1日）

特定事業所内保育施設に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合を定める規定を廃止する。

3 現に引用している地方税法の条項の整理

＜現 行＞		＜令和6年4月1日以後＞
法附則第15項第33項		法附則第15項第32項
法附則第15項第34項		法附則第15項第33項
法附則第15項第35項	→	法附則第15項第34項
法附則第15条第43項		法附則第15条第42項
法附則第15条第46項		法附則第15条第45項

【担当課：資産税課】

承認第3号 専決処分の承認について

(豊田市過疎地域の持続的発展に係る固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例)

【要旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の適用を受けることができる資産の取得等の期限の延長のほか、所要の改正を行った。

- 1 固定資産税の課税免除の適用を受けることができる資産の取得等の期限の延長

現 行	改 正 後
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

- 2 条例の有効期限の延長

現 行	改 正 後
令和6年3月31日	令和9年3月31日

【備考】

- 1 固定資産税の課税免除の特例の対象となる区域  
 豊田市過疎地域持続的発展計画において産業振興促進区域とされる旭地区、足助地区、稲武地区及び小原地区
- 2 固定資産税の課税免除の特例の対象となる固定資産  
 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等を行った者で次に掲げる要件を満たす家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地  
 ア 資本金の額が5,000万円を超える法人が取得等するものにあつては、新設又は増設に限るものであること。  
 イ 土地にあつては、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設に着手すること。  
 ウ 事業の区分に応じ、次の表に該当するものであること。

対象となる事業	資本金の額等	家屋及び償却資産の取得等の価額
製造業又は旅館業	5,000万円以下 又は個人	500万円以上
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上

情報サービス業等又は 農林水産物等販売業	—	500万円以上
-------------------------	---	---------

【担当課：資産税課】

**承認第4号 専決処分の承認について**  
(豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び軽減対象となる所得の基準の引上げを行った。

1 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ

現 行	令和6年4月1日以後
22万円	24万円

2 軽減の対象となる所得の基準の引上げ（令和6年4月1日以後）

(1) 5割軽減措置の拡充

軽減対象となる所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を29万円から29万5,000円に引き上げる。

(2) 2割軽減措置の拡充

軽減対象となる所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる。

【備考】

1 後期高齢者支援金等課税額

国民健康保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額

2 特定同一世帯所属者

国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの

【担当課：国保年金課】



### 3 同意

#### 同意第3号 固定資産評価員の選任について

**【要旨】**

固定資産評価員として次の者を選任する。

選任する者

勝 野 二 徹 （新任）

**【備考】**

伊藤清人固定資産評価員に代わる新たな固定資産評価員を選任するため

【担当課：資産税課】

#### 4 参考資料

報告第2号「経営状況の報告について」(事業計画及び予算) (単位 千円)

法人名	上段 予 算 額		主 要 事 業 (令和6年度)
	下段 対前年度比較		
1 豊田市土地開発公社 【担当課：用地審査課】	9,702,287 △4,283,751		公有地取得事業(市道堤環状1号線外1路線道路改良事業、市道若林高架側道3号線外9路線道路改良事業ほか3事業)
2 豊田市学校給食協会 【担当課：保健給食課】	2,520,061 154,411		1 給食用物資調達事業 2 平和、中部及び南部給食センター並びに豊田特別支援学校の調理に関する事業
3 豊田地域医療センター 【担当課：地域包括ケア企画課】	7,061,761 37,836		1 病院事業(外来・入院診療、保健予防、在宅療養支援等) 2 看護師養成事業 3 地域医療人材育成事業
4 豊田都市交通研究所 【担当課：交通政策課】	139,550 4,827		まちと暮らしを支える交通、交通の安全・安心等に関する調査研究事業
5 豊田市文化振興財団 【担当課：文化振興課】	2,935,776 194,121		1 文化及び芸術の振興事業 2 青少年の健全な育成の推進事業
6 豊田市スポーツ協会 【担当課：スポーツ振興課】	667,176 3,796		1 スポーツ大会・イベント及びスポーツ教室の実施並びにスポーツ施設の管理運営事業 2 競技会誘致事業
7 豊田市水道サービス協会 【担当課：(上下水)総務課】	423,733 26,236		1 水道事業に関する調査及び啓発に関する事業 2 水道漏水防止に関する事業
8 豊田市国際交流協会 【担当課：国際まちづくり推進課】	55,288 2,979		1 地域の国際交流・国際理解に係る活動への協力事業 2 とよた日本語学習支援システム運営事業
9 豊田加茂環境整備公社 【担当課：産業労働課】	390,441 15,028		1 廃棄物の最終処分事業 2 豊田市緑のリサイクルセンター受託事業
10 豊田市駅東開発株式会社 【担当課：商業観光課】	1,036,300 △32,190		1 ギャザビル管理事業 2 商業床の管理運営事業

(単位 千円)

法人名	上段 予 算 額		主 要 事 業 (令和6年度)
	下段	対前年度比較	
11 豊田まちづくり株式会社 【担当課：商業観光課】	3, 201, 957 △ 73, 210		1 豊田市駅西口市街地再開発ビル及び中心市街地駐車場の管理運営事業 2 中心市街地まちづくり事業
12 株式会社豊田ほっとかん 【担当課：高齢福祉課】	722, 973 △ 5, 941		1 有料老人ホーム事業 2 温浴施設じゅわじゅわの管理運営事業
13 豊田市駅前開発株式会社 【担当課：商業観光課】	623, 047 14, 563		1 豊田参合館管理事業 2 商業床の管理運営事業
14 株式会社豊田スタジアム 【担当課：スポーツ振興課】	1, 161, 869 72, 770		1 スポーツイベントの実施及び施設の管理運営事業 2 レストラン及び直営売店の運営事業
15 豊田市駅前通り南開発株式会社 【担当課：商業観光課】	516, 405 △ 44, 203		1 コモ・スクエア管理事業 2 コモ・スクエアの自社所有床及び運用受託床の管理運営事業
16 ツーリズムとよた 【担当課：商業観光課】	122, 675 △ 17, 802		マーケティングに基づく観光振興事業
17 株式会社どんぐりの里いなぶ 【担当課：稲武支所】	499, 390 △ 5, 242		豊田市どんぐりの里いなぶ関連施設の管理運営事業
18 株式会社香恋の里 【担当課：下山支所】	131, 606 △ 4, 582		豊田市香恋の里関連施設の管理運営事業
19 株式会社三州足助公社 【担当課：足助支所】	727, 938 46, 613		1 豊田市香嵐渓関連施設の管理運営事業 2 豊田市百年草関連施設の管理運営事業
20 株式会社旭高原 【担当課：旭支所】	301, 338 13, 538		豊田市旭高原自然活用村関連施設の管理運営事業

令和6年5月市議会臨時会

提出議案の要旨

目次

報告案件 ..... 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和6年5月14日



# 報告

## 報告第4号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

令和6年度豊田市一般会計補正予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

令和 6 年 5 月 市議会臨時会  
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

令和 6 年度一般会計補正予算（5 月 8 日専決） …………… 1

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 5 月 1 3 日





令和6年度

豊田市一般会計補正予算資料

(5月8日専決)



令和6年度 5月8日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	195,426,534	3,175,000	198,601,534	72.8	73.1	豊専第27号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	35,103,946	0	35,103,946	13.1	12.9	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	344,744	0	344,744	0.1	0.1
		花 園	1,142,598	0	1,142,598	0.4	0.4
	分 譲 住 宅 建 設	9,171	0	9,171	0.0	0.0	
	卸 売 市 場	241,885	0	241,885	0.1	0.1	
	水 道 水 源 保 全	94,362	0	94,362	0.0	0.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	25,472	0	25,472	0.0	0.0	
	介 護 保 険	28,175,020	0	28,175,020	10.5	10.4	
	財 産 区	盛 岡	3,888	0	3,888	0.0	0.0
		賀 茂	4,697	0	4,697	0.0	0.0
	後 期 高 齢 者 医 療	7,839,366	0	7,839,366	2.9	2.9	
	産 業 用 地 造 成	14,580	0	14,580	0.0	0.0	
	小 計	72,999,729	0	72,999,729	27.2	26.9	
合 計 (一般会計+特別会計)	268,426,263	3,175,000	271,601,263	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	14,248,217	0	14,248,217	—	—
		支 出	18,393,910	0	18,393,910	—	—
	下 水 道 事 業	収 入	12,544,332	0	12,544,332	—	—
		支 出	16,936,444	0	16,936,444	—	—
	支 出 合 計	35,330,354	0	35,330,354	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	303,756,617	3,175,000	306,931,617	—	—		

( 歳 入 )

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	125,516,194	0	125,516,194	64.2	63.2	
2 地 方 譲 与 税	1,459,100	0	1,459,100	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	35,000	0	35,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	628,000	0	628,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	504,000	0	504,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,797,000	0	1,797,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,406,000	0	10,406,000	5.3	5.2	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	468,000	0	468,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	2,563,001	0	2,563,001	1.3	1.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	49,000	0	49,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	97,929	0	97,929	0.1	0.0	
15 使用料及び手数料	2,947,990	0	2,947,990	1.5	1.5	
16 国 庫 支 出 金	27,151,864	3,175,000	30,326,864	13.9	15.3	
17 県 支 出 金	12,032,838	0	12,032,838	6.2	6.1	
18 財 産 収 入	734,032	0	734,032	0.4	0.4	
19 寄 附 金	450,897	0	450,897	0.2	0.2	
20 繰 入 金	680,405	0	680,405	0.3	0.3	
21 繰 越 金	1,826,534	0	1,826,534	0.9	0.9	
22 諸 収 入	4,568,749	0	4,568,749	2.3	2.3	
23 市 債	1,000,000	0	1,000,000	0.5	0.5	
合 計	195,426,534	3,175,000	198,601,534	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額		
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	3,175,000	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 給付金・定額減税一体支援分	3,175,000	0	3,175,000
合 計	3,175,000				

## ( 目的別歳出 )

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	891,082	0	891,082	0.5	0.4	
2 総 務 費	20,845,780	0	20,845,780	10.7	10.5	
3 民 生 費	70,147,962	3,175,000	73,322,962	35.9	36.9	
4 衛 生 費	17,045,253	0	17,045,253	8.7	8.6	
5 労 働 費	171,001	0	171,001	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,110,483	0	3,110,483	1.6	1.6	
7 商 工 費	3,958,160	0	3,958,160	2.0	2.0	
8 土 木 費	30,954,766	0	30,954,766	15.8	15.6	
9 消 防 費	8,646,641	0	8,646,641	4.4	4.4	
10 教 育 費	31,720,372	0	31,720,372	16.2	16.0	
11 災 害 復 旧 費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
12 公 債 費	7,084,873	0	7,084,873	3.6	3.6	
13 諸 支 出 金	1	0	1	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	195,426,534	3,175,000	198,601,534	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
3 民生費	3,175,000	物価高騰対応重点支援給付金 給付事務費	175,000	0	175,000
		物価高騰対応重点支援給付金 給付事業費補助金	3,000,000	0	3,000,000
合 計	3,175,000				

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	35,233,466	0	35,233,466	18.0	17.7	
物 件 費	39,229,449	175,000	39,404,449	20.1	19.8	
維 持 補 修 費	3,717,537	0	3,717,537	1.9	1.9	
扶 助 費	38,747,706	0	38,747,706	19.8	19.5	
補 助 費 等	23,582,304	3,000,000	26,582,304	12.1	13.4	
普通建設事業費	36,619,251	0	36,619,251	18.7	18.4	
災害復旧事業費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
公 債 費	7,084,873	0	7,084,873	3.6	3.6	
積 立 金	112,023	0	112,023	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,030,725	0	1,030,725	0.5	0.5	
貸 付 金	250,000	0	250,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,969,040	0	8,969,040	4.6	4.5	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	195,426,534	3,175,000	198,601,534	100.0	100.0	